

R 1 營繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調

< 図 面 目 録 >

図面番号	図 面 名	縮 尺
AC-01	空調工事仕様書 1	NON
AC-02	空調工事仕様書 2	NON
AC-03	配置図、付近見取り図	1/200
AC-04	空調・換気設備 機器表 (新設)	NON
AC-05	空調・換気設備 機器表 (撤去)	NON
AC-06	空調設備 系統図 (改修前後)	NON
AC-07	空調・換気設備 1階平面図 (改修後)	1/100
AC-08	空調・換気設備 2階平面図 (改修後)	1/100
AC-09	空調・換気設備 1階平面図 (改修前)	1/100
AC-10	空調・換気設備 2階平面図 (改修前)	1/100
AC-11	空調・換気設備 R階平面図 (改修前)	1/100
AC-12	各種参考図、凡例	NON
AC-13	支障物件確認図	1/200

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当

空調工事仕様書

- 工事名

R 1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館機能強化工事空調
- 工事箇所

勝浦郡勝浦町沼江中筋

建物名称	旧果樹研究所 本館	構造	R C 造	階数	地上 2 階
建築基準法による延床面積 (㎡)	1,500㎡	消防法施行令別表第1の区分	(15)項	→	(16)項 イ

種 目	工 事 概 要
空 気 調 和 設 備	図示位置に空調設備機器を設置し、冷媒配管及びドレン配管工事を行う工事一式。
換 気 設 備	図示位置に換気設備機器を設置し、ダクト工事を行う工事一式。
撤 去 工 事	空調設備改修及び換気設備改修工事に伴う不要機器・配管・ダクト等を撤去する工事一式。

- V. 共通仕様
特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。

- VI. 特記仕様1(一般共通事項)
- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.4)を参考とする。本受電後引渡しまでの基本料金 (本工事 ・(別途)
 - 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
 - 完成図等
 - 本工事は電子納品の対象工事である。

(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。
 - 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
 - 竣工図の製本×3部(2つ折、原図版) ・竣工図の電子データ(CD-R)×2部 ・安全に関する資料×1部
 - 工事写真：写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部 ・使用材料(一覧表×1部(うち電子データ)部)
 - (注) ・竣工図(製本、データ共)については、必要な関係図面(原図、CADデータ等を資与)を修正して作成すること。 ・竣工図の電子データ(CD-R)は、CADデータ(SFC形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする。
 - 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3)
 - 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出すること。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2)上記の施工計画書には、「地下埋設物の近接作業に関する事項」を設けること。
 - 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
 - 技能士の適用

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○ 印 … 適用作業						
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業				
仮設	とび	・ とび作業				
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業				
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業				
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業				
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業				
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業	・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業	・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業	・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業				
木	建築大工	・ 大工工事作業				
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業				
	かわらぶき	・ かわらぶき作業				
金属	建築板金	・ 内外装板金作業				

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業
	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>4.1.3)
- 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	別途工事	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
 - 産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。なお、本工事に限る個別契約を処分許可業者と交わすこと。

種 類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優 良	所 在 地	運搬距離	処分費	単位
コンクリート(無筋)	勝浦砕石(有)(中間処分)		徳島市飯谷町大ノ上83番地の1 徳島市飯谷町大ノ上83番地の1	4.9	1,200	t
コンクリート(有筋)	勝浦砕石(有)(中間処分)		徳島市飯谷町大ノ上83番地の1 徳島市飯谷町大ノ上83番地の1	4.9	1,500	t
アスファルト	勝浦砕石(有)(中間処分)		徳島市飯谷町大ノ上83番地の1 徳島市飯谷町大ノ上83番地の1	4.9	1,500	t
金属(処分)	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	20.8	0	t
ガラス	(株)フクブル		徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番	22.1	3,700	t
廃プラスチック	(株)丸八木村商店	○	吉野川市鶴島町鶴島652-1 吉野川市鶴島町鶴島652-1	39.6	10,000	m3
汚泥	(財)徳島環境整備公社(構)		阿南市橋町小勝187番地の地先 阿南市橋町小勝187番地の地先	25.6	12,800	t

- (注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
 - なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸説の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。
 - 受注者は、建設副産物が排出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
 - 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19条）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
 - 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書

類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第49条)
 - 対 象 物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)について付保する。
 - 付 保 除 外 工 事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 - 杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事
 - その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
 - 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- 保 険 終 期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には保険の期間も延長する。
- そ の 他 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

- 工事実績情報の登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。

(1) 工事受注時 契約締結後10日以内

(2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内

(3) 工事完成時 工事完成後10日以内

なお、登録内容の変更は、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出すること。

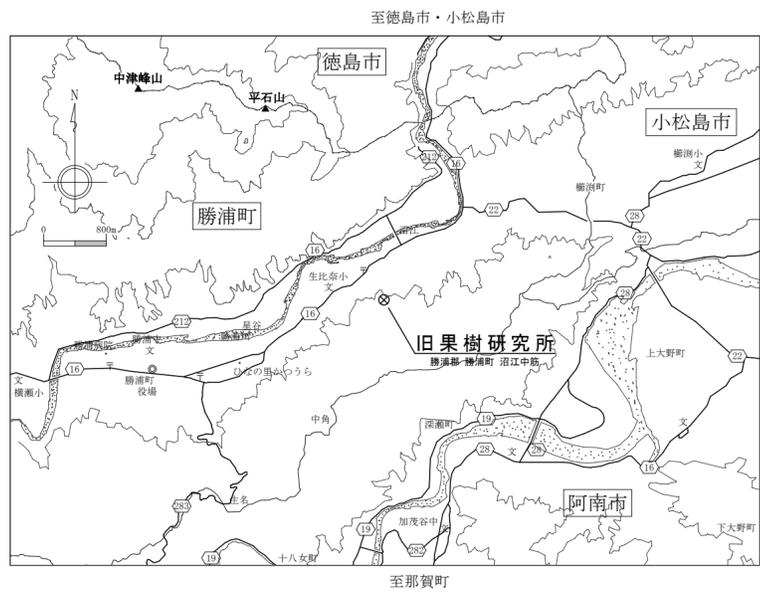
なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。
- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事項(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 県内産資材の使用
 - 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
 - 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none">① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p>
--

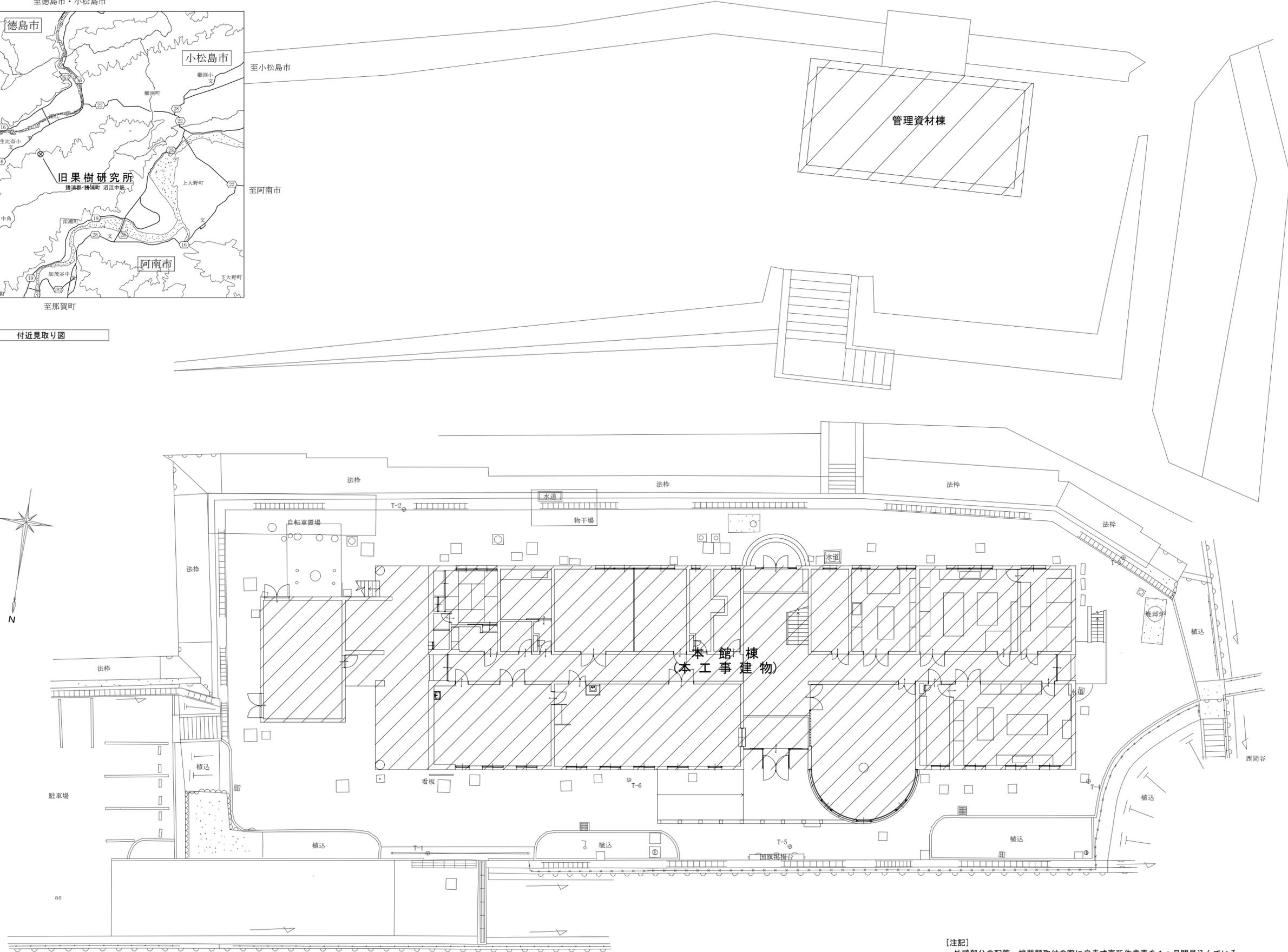
- 県産木材の使用
 - 受注者は、工事標識、指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 県産木材とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、次のものが該当する。
 - ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - ② ①以外においては、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という。)の発注の際には、発注前に「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員に提出しなければならない。また、請負金額が500万円以上の工事については、工事了後に「木材使用実績報告書(電子データ)」及び「建設資材使用実績報告書(電子データ)」を監督員に提出すること。
- 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用しなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。
- 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。
- 工事現場には営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取り扱いについては、18項による。
- 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

	徳島県県土整備部営繕課	<ul style="list-style-type: none">●工事名 <div><div>R 1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調</div></div>	<ul style="list-style-type: none">●図面番号 <div><div>AC-01</div></div>	株式会社 岡島建築事務所
		<ul style="list-style-type: none">●図面名 <div><div>空調工事仕様書 1</div></div>	<ul style="list-style-type: none">●縮尺 <div><div>A2:1/NON (A3:1/NON)</div></div>	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳



付近見取り図



[注記]
 ・外壁部分の配管・機器類取付の際に自走式高所作業車を1ヵ月間見込んでいる

配置図 S=1/200

徳島県土整備部営繕課	<ul style="list-style-type: none"> ●工事名 R 1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調 ●図面名 配置図、付近見取り図 	<ul style="list-style-type: none"> ●図面番号 AC-03 ●縮尺 A2:1/200 (A3:1/282) 	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
------------	--	--	--

機器表 - 空調設備

記号	機器名称	仕様	電気容量		台数	設置場所		備考
			φ-V	kW		階	室名	
ACP 63H	空気熱源ヒートポンプ式 パッケージエアコン	室外機 EHP 冷暖房兼用形シングル (2.5HP相当) 室内機 天井カセット形(4方向) 冷房能力 5.6 kW 暖房能力 6.3 kW 圧縮機出力 1.27 kW 附属品 化粧パネル、ワイヤードリモン、転倒防止金具、その他付属品共	3-200	1.30	1	2F	談話室	
ACP 112H	空気熱源ヒートポンプ式 パッケージエアコン	室外機 EHP 冷暖房兼用形シングル (4HP相当) 室内機 天井カセット形(4方向) 冷房能力 10.0 kW 暖房能力 11.2 kW 圧縮機出力 2.16 kW 附属品 化粧パネル、ワイヤードリモン、転倒防止金具、その他付属品共	3-200	2.58	6	1F 2F	サテライトオフィス2 事務室 果実実験室 調理室 宿泊室1 宿泊室2	
ACP 140HT	空気熱源ヒートポンプ式 パッケージエアコン	室外機 EHP 冷暖房兼用形シングル同時運転 (5HP相当) 室内機 天井カセット形(4方向)×2 冷房能力 12.5 kW 暖房能力 14.0 kW 圧縮機出力 3.21 kW 附属品 化粧パネル、ワイヤードリモン、転倒防止金具、その他付属品共	3-200	3.75	1	1F	サテライトオフィス1	
ACP 224HT	空気熱源ヒートポンプ式 パッケージエアコン	室外機 EHP 冷暖房兼用形シングル同時運転 (8HP相当) 室内機 天井カセット形(4方向)×2 冷房能力 20.0 kW 暖房能力 22.4 kW 圧縮機出力 4.74 kW 附属品 化粧パネル、ワイヤードリモン、転倒防止金具、その他付属品共	3-200	5.80	1	1F	交流・展示室	
ACP 40S	空気熱源ヒートポンプ式 パッケージエアコン	室外機 EHP 冷暖房兼用形シングル (1.5HP相当) 室内機 天井カセット形(1方向) 冷房能力 3.6 kW 暖房能力 4.0 kW 圧縮機出力 0.73 kW 附属品 化粧パネル、ワイヤードリモン、転倒防止金具、その他付属品共	3-200	1.08	1	1F	談話室	
ACP 140F	空気熱源ヒートポンプ式 パッケージエアコン	室外機 EHP 冷暖房兼用形シングル (5HP相当) 室内機 床置形 冷房能力 12.5 kW 暖房能力 14.0 kW 圧縮機出力 3.03 kW 附属品 リモコン、置台、転倒防止金具(内外機共)、その他付属品共	3-200	4.09	3	2F	地域活性化 交流室×3	

[注記]
 ・冷房及び暖房能力はJIS標準条件(JIS B 8616)による定格能力で示す
 ・表記電気容量は参考値とする
 ・転倒防止金具はステンレス製とする

機器表 - 換気設備

記号	機器名称	仕様	電気容量		台数	設置場所		備考
			φ-V	W		階	室名	
FV 1	壁付換気扇	型式 インテリアタイプ 電気式シャッター 引きひもなし 風量 450 m3/h 羽根径 20 cm 附属品 SUS製ケガシカバー(防鳥網共)、金枠、その他付属品共	1-100	14	5	2F	果実実験室×2 談話室 調理室×2	
FV 2	壁付換気扇	型式 インテリアタイプ 電気式シャッター 引きひもなし 風量 630 m3/h 羽根径 25 cm 附属品 SUS製ケガシカバー(防鳥網共)、金枠、その他付属品共	1-100	20	3	1F	サテライトオフィス1 サテライトオフィス2 事務所	
FV 3	壁付換気扇	型式 インテリアタイプ 電動式シャッター 引きひも付 風量 450 m3/h 羽根径 20 cm 附属品 SUS製ケガシカバー(防鳥網共)、金枠、その他付属品共	1-100	13	2	2F	宿泊室2×2	
FV 4	壁付換気扇	型式 インテリアタイプ 電動式シャッター 引きひも付 風量 630 m3/h 羽根径 25 cm 附属品 SUS製ケガシカバー(防鳥網共)、金枠、その他付属品共	1-100	19	1	2F	宿泊室1	
FV 5	壁付換気扇	型式 格子タイプ 電気式シャッター 引きひもなし 風量 480 m3/h 羽根径 20 cm 附属品 SUS製ケガシカバー(防鳥網共)、金枠、その他付属品共	1-100	13.5	5	1F 2F	男子便所 女子便所 多目的トイレ 洗濯室 物品室	
FV 6	天井換気扇	型式 事務所・店舗用 低騒音形 インテリア格子タイプ 風量 100 m3/h x 40 Pa ダクト径 100φ 附属品 SUS製深型フード、その他付属品共	1-100	14	1	1F	談話室	
FV 7	天井換気扇	型式 事務所・店舗用 低騒音形 インテリア格子タイプ 風量 360 m3/h x 100 Pa ダクト径 150φ 附属品 SUS製深型フード、その他付属品共	1-100	62	1	1F	交流・展示室	
OA 1	給気グリル	型式 薄型格子グリル フィルター付 ダクト径 150φ 附属品 SUS製深型フード、その他付属品共	-	-	1	1F	交流・展示室	

[注記]
 ・表記電気容量は参考値とする
 ・壁付換気扇取付は既設換気扇開口を使用することを想定している
 ・深型フードはすべて指定色塗装とする

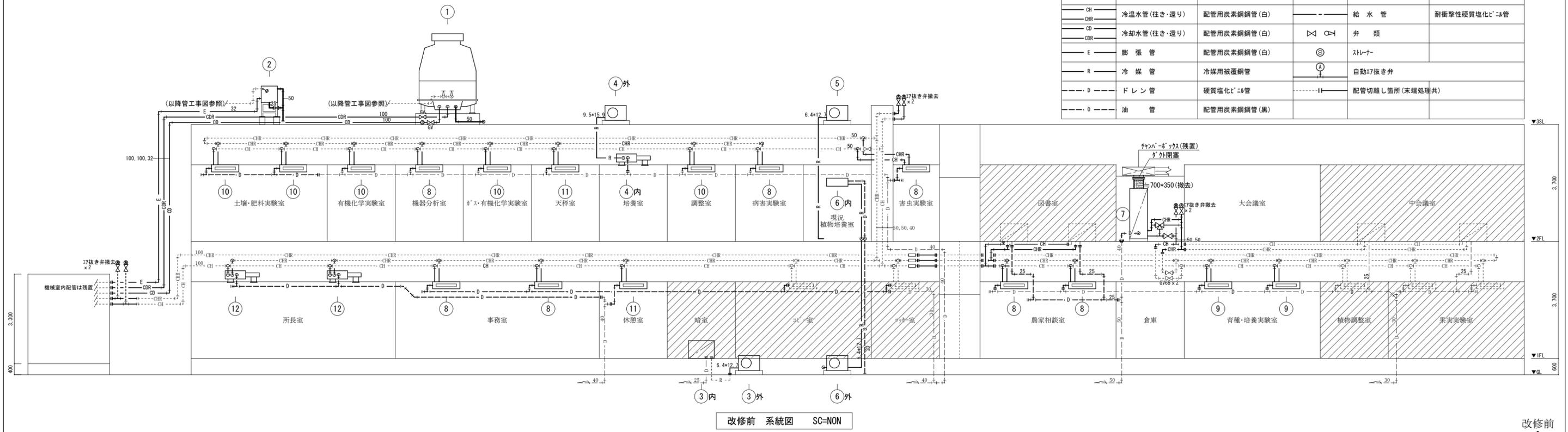
撤去機器リスト

記号	機器名称	仕様	参考重量(kg)	冷媒	数量	備考
①	冷却塔	FRP製丸型 低騒音形 冷却能力：80RT 2.2kW ≒φ2100×3000H	430		1	コンクリート基礎残置
②	膨張タンク	FRP製複合板型 架台：500H ≒600×600×600	55		1	コンクリート基礎残置
③	空気熱源パッケージエアコン	床置型 冷房能力：3,550kcal/h 暖房能力：5,500kcal/h 風量：780m ³ /h ≒950×230×630H(内) 780×290×550H(外)	34(内) 36(外)	R22	1	コンクリート基礎撤去 800×580×150H
④	空気熱源パッケージエアコン	天井隠ぺい形(ダクトタイプ) 冷房能力：7,700kcal/h 暖房能力：8,200kcal/h 風量：1,320m ³ /h ≒1400×750×298H(内) 1050×1010×370H(外)	42(内) 76(外)	R22	1	コンクリート基礎残置
⑤	恒温・恒湿用エアコン 室外機	室外機のみ(室内機撤去済み) 冷房能力：6,000kcal/h ≒820×295×900H	48	R22	1	コンクリート基礎残置
⑥	ルームエアコン	壁掛形 冷房能力：2.5kW 暖房能力：3.0kW ブロック基礎撤去 ≒840×198×298H(内) 780×290×550H(外)	12(内) 30(外)	R410A	1	
⑦	エアコンリングユニット	床置パッケージ型 冷房能力：32,750kcal/h 暖房能力：44,870kcal/h 風量：5,400m ³ /h 温度計、湿度計共 ≒1200×650×1850H	230		1	
⑧	ファンコイルユニット	天井吊形 FCU-12相当 付属品共 ≒2460×585×260H	54		7	
⑨	ファンコイルユニット	天井吊形 FCU-8相当 付属品共 ≒1980×585×260H	44		2	
⑩	ファンコイルユニット	天井吊形 FCU-6相当 付属品共 ≒1560×585×260H	30		5	
⑪	ファンコイルユニット	天井吊形 FCU-4相当 付属品共 ≒1230×585×260H	26		2	
⑫	ファンコイルユニット	天井埋込形 FCU-6相当 ダクト、吹出吸込口、付属品共 1030×580×246H	23		2	
⑬	冷凍機	空冷凝縮式全密閉 屋外設置形冷凍機 呼称出力：0.75kW 冷凍能力：3.070W ブロック基礎撤去 ≒840×310×640H	63	R22	4	コンクリート基礎残置
⑭	空気清浄機	天井隠ぺい形 風量：1,680m ³ /h×0.4kW ≒1520×1050×400H	80		1	
⑮	空気清浄機	壁掛形 風量：480m ³ /h フィルター、付属品共 ≒666×196×419	14		1	

記号	機器名称	仕様 (参考寸法 H×W×D(mm))	参考重量(kg)	冷媒	数量	備考
⑯	排気ファン	シロココファン 能力：1,800m ³ /h×130Pa ステンレス製カバー共 ≒400×344×470H	19.5		1	コンクリート基礎残置
⑰	ドラフトチャンバーファン	シロココファン 能力：1,500m ³ /h×575Pa ≒500×400×450H	18.0		2	コンクリート基礎残置
⑱	排気ファン	中間ダクトファン 能力：660m ³ /h ≒447×240×410H	12.7		2	
⑲	ドラフトチャンバーファン	シロココファン #2×0.4kW ≒240×180×240H	4.0		2	
⑳	天井換気扇	VD-18相当 丸形フード 共 ≒262×335×335	4.7		2	
㉑	天井換気扇	VD-15相当 丸形フード 共 ≒223×335×335	3.5		2	
㉒	壁付換気扇	羽根径 20cm シャッター、ウエザーストップカバー共 ≒300×300×137	2.9		13	
㉓	壁付換気扇	羽根径 25cm シャッター、ウエザーストップカバー共 ≒350×350×126	3.3		7	
㉔	冷却水ポンプ	渦巻ポンプ φ100×1,040L/min×18m×5.5kW ≒923×440×515H	140		1	
㉕	冷温水ポンプ	渦巻ポンプ φ100×780L/min×21m×5.5kW ≒923×440×515H	140		1	

凡例(既設)

記号	名称	既設配管仕様	記号	名称	既設配管仕様
CH	冷温水管(往き・還り)	配管用炭素鋼管(白)	給水管	給水管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管
CDR	冷却水管(往き・還り)	配管用炭素鋼管(白)	弁類		
E	膨張管	配管用炭素鋼管(白)	ストレーナ		
R	冷媒管	冷媒用被覆銅管	自動17抜き弁		
D	ドレン管	硬質塩化ビニル管	配管切離し箇所(末端処理共)		
O	油管	配管用炭素鋼管(黒)			

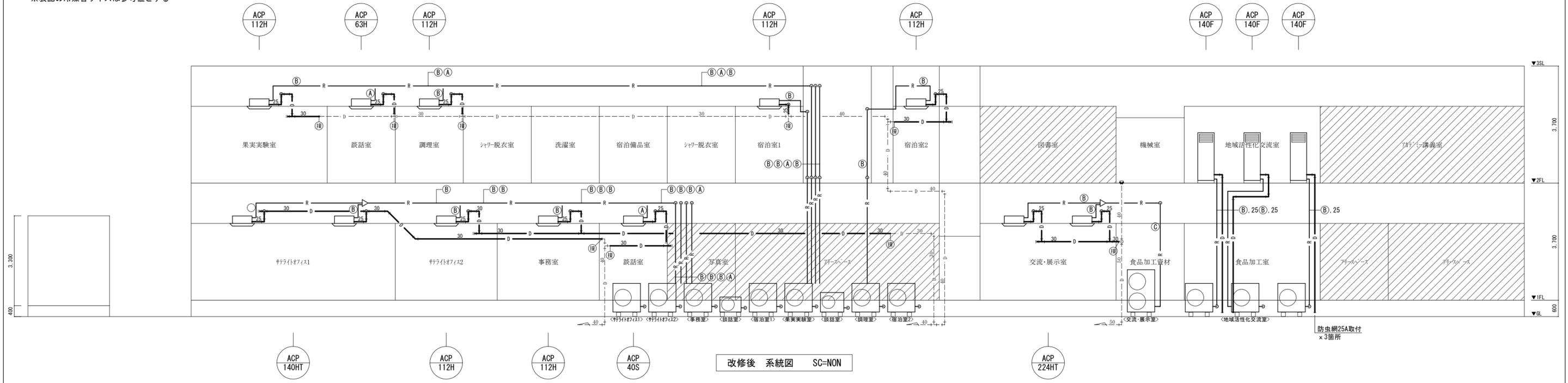


改修前
↓
改修後

冷媒配管サイズ表

記号	液管	ガス管
Ⓐ	6.4φ	12.7φ
Ⓑ	9.5φ	15.9φ
Ⓒ	9.5φ	25.4φ

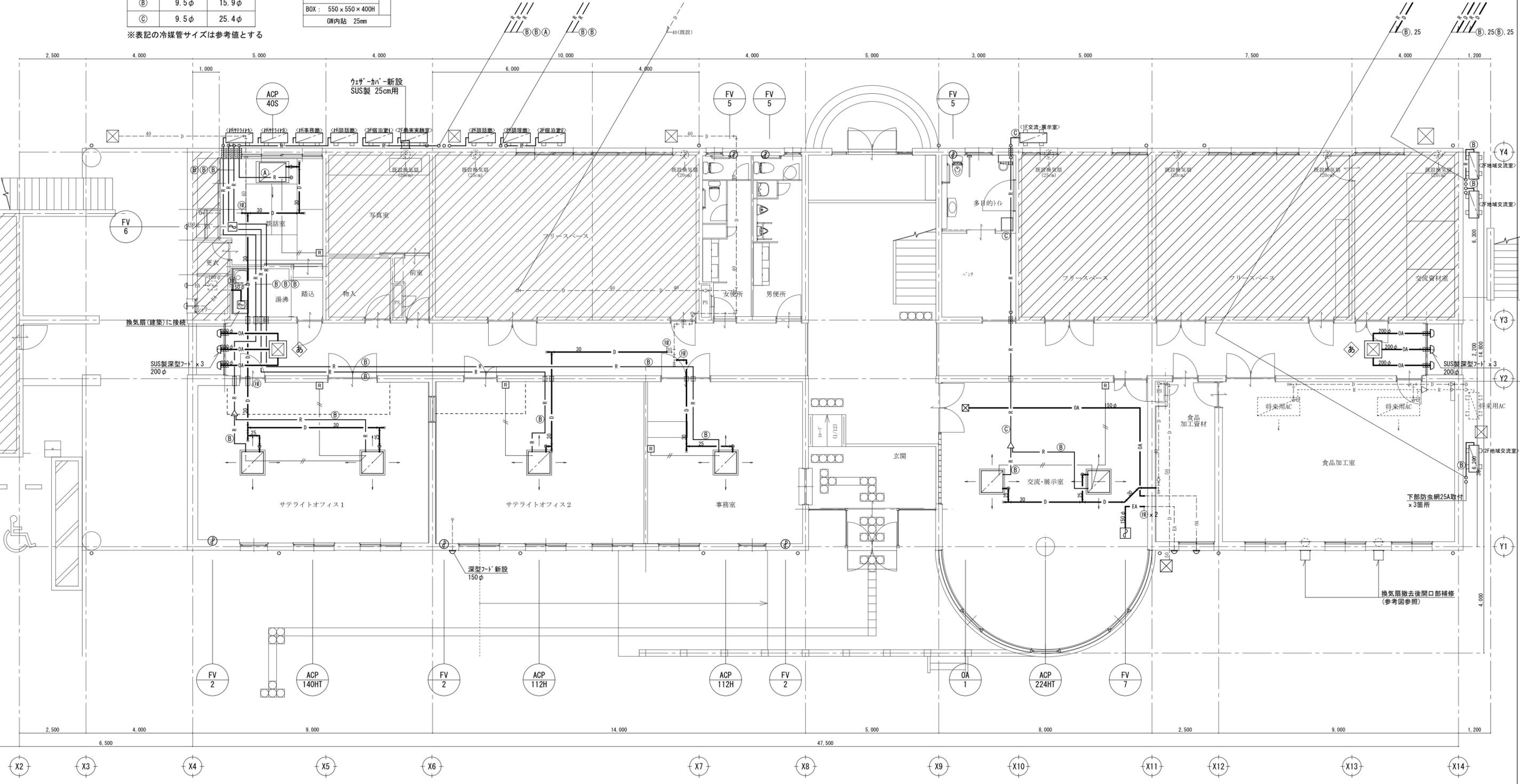
※表記の冷媒管サイズは参考値とする



冷媒配管サイズ表		
記号	液管	ガス管
①	6.4φ	12.7φ
②	9.5φ	15.9φ
③	9.5φ	25.4φ

廊下	
VH (F付)	450 x 450
OA =	1260 CMH 2
BOX :	550 x 550 x 400H
GW内貼	25mm

※表記の冷媒配管サイズは参考値とする



改修後：1階平面図 SC=1/100

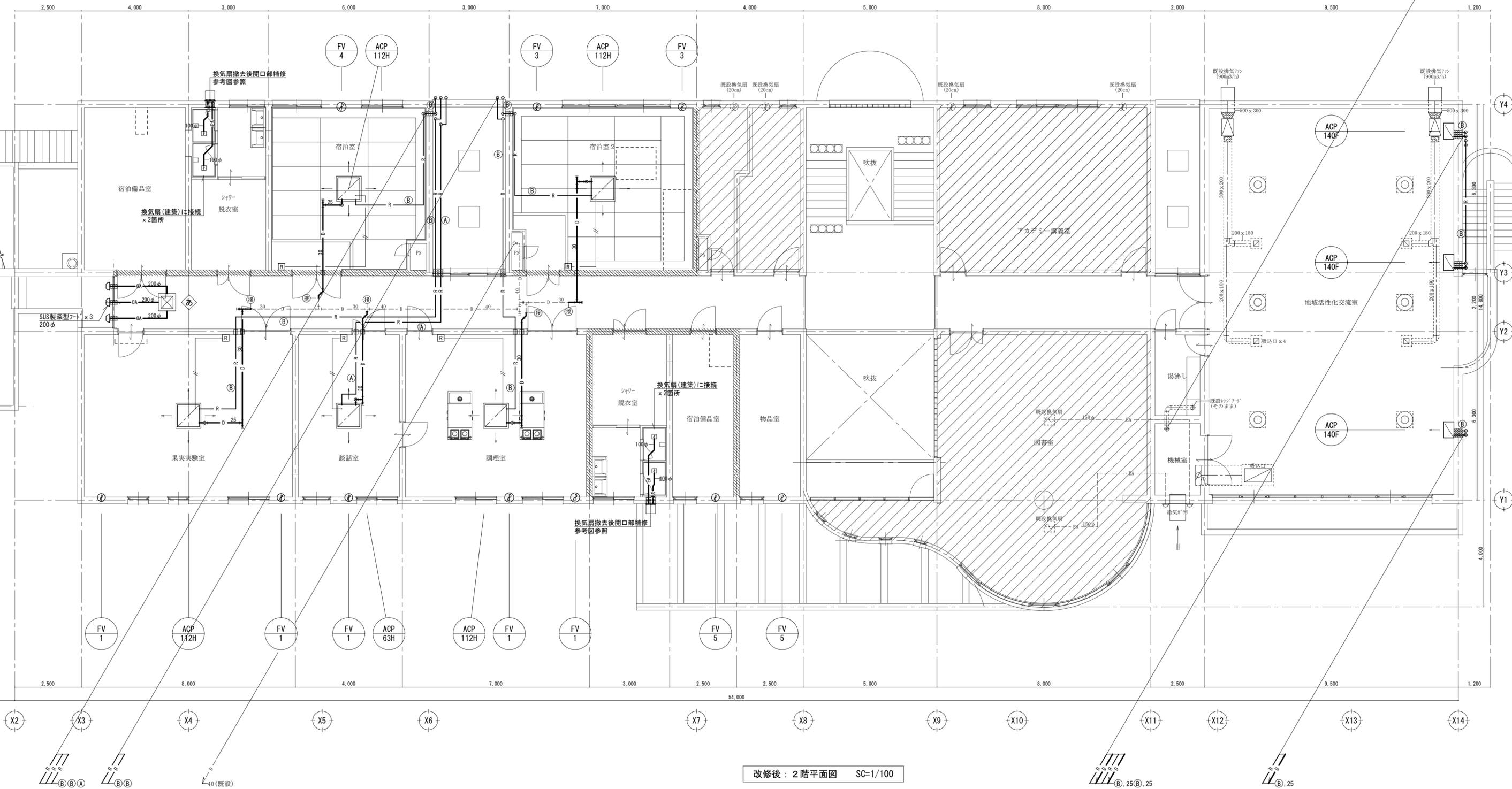
- [注記]
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 - ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 - ・ □...既設貫通口使用箇所を示す
 - ・ 深型7-ドはすべて指定色塗装とする

徳島県土整備部管轄課	● 工事名 R 1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調 ● 図面名 空調・換気設備 1階平面図 (改修後)	● 図面番号 AC-07 ● 縮尺 A2:1/100 (A3:1/141)	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
------------	---	--	--

冷媒配管サイズ表		
記号	液管	ガス管
①	6.4φ	12.7φ
②	9.5φ	15.9φ
③	9.5φ	25.4φ

廊下	
VH (F付)	450 x 450
OA =	1260 CMH 1
BOX :	550 x 550 x 400H
GW内貼	25mm

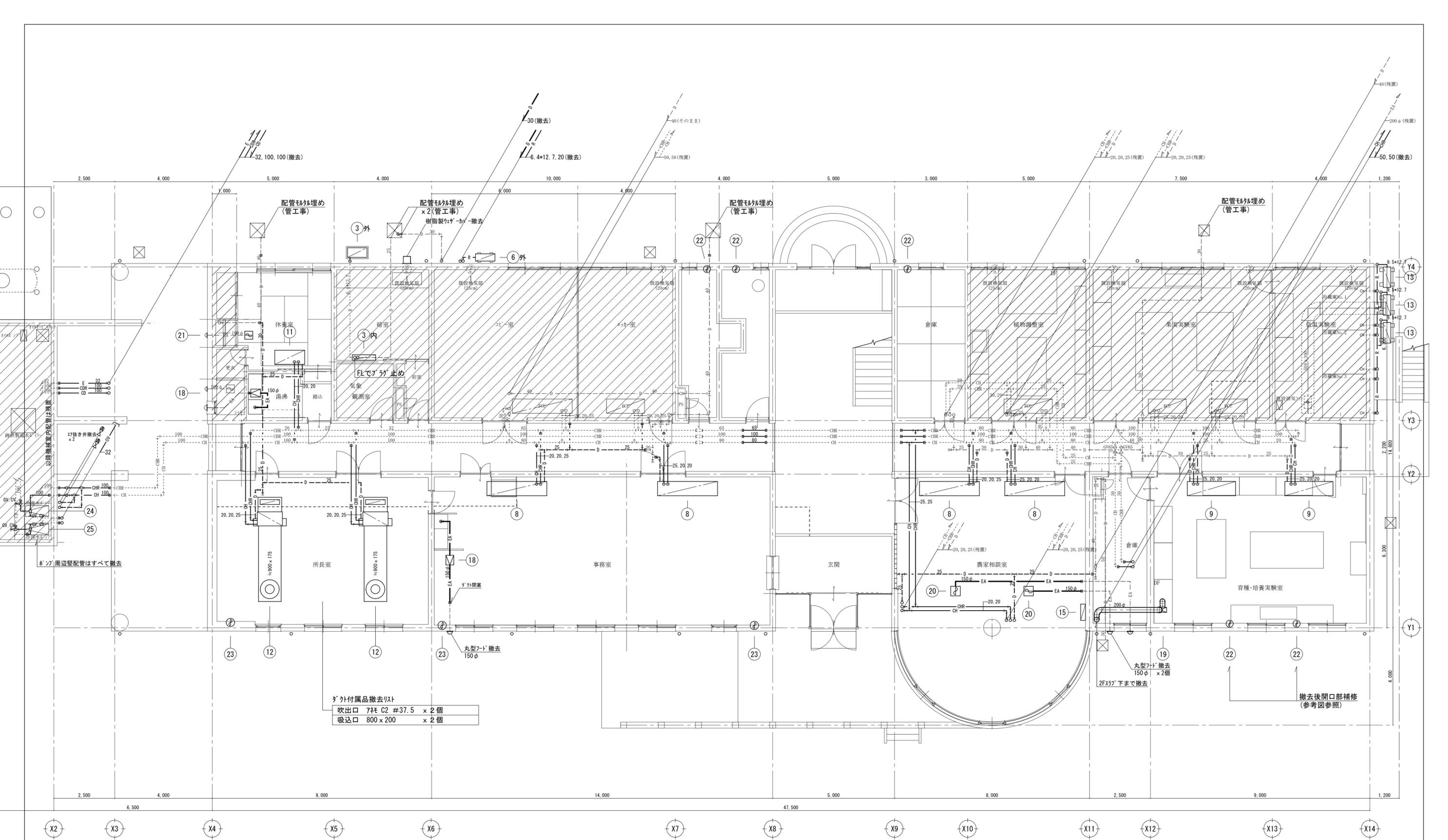
※表記の冷媒管サイズは参考値とする



改修後：2階平面図 SC=1/100

- [注記]
- ・ 図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す
 - ・ 配管貫通口のはつり補修は本工事に含む
 - ・ □...既設貫通口使用箇所を示す
 - ・ //...は防火上主要な間仕切り壁

徳島県土整備部営繕課	● 工事名	R 1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調	● 図面番号	AC-08	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	● 図面名	空調・換気設備 2階平面図 (改修後)	● 縮尺	A2:1/100 (A3:1/141)	



※外付属品撤去リスト
 吹出口 7枚 C2 #37.5 x 2個
 吸込口 800 x 200 x 2個

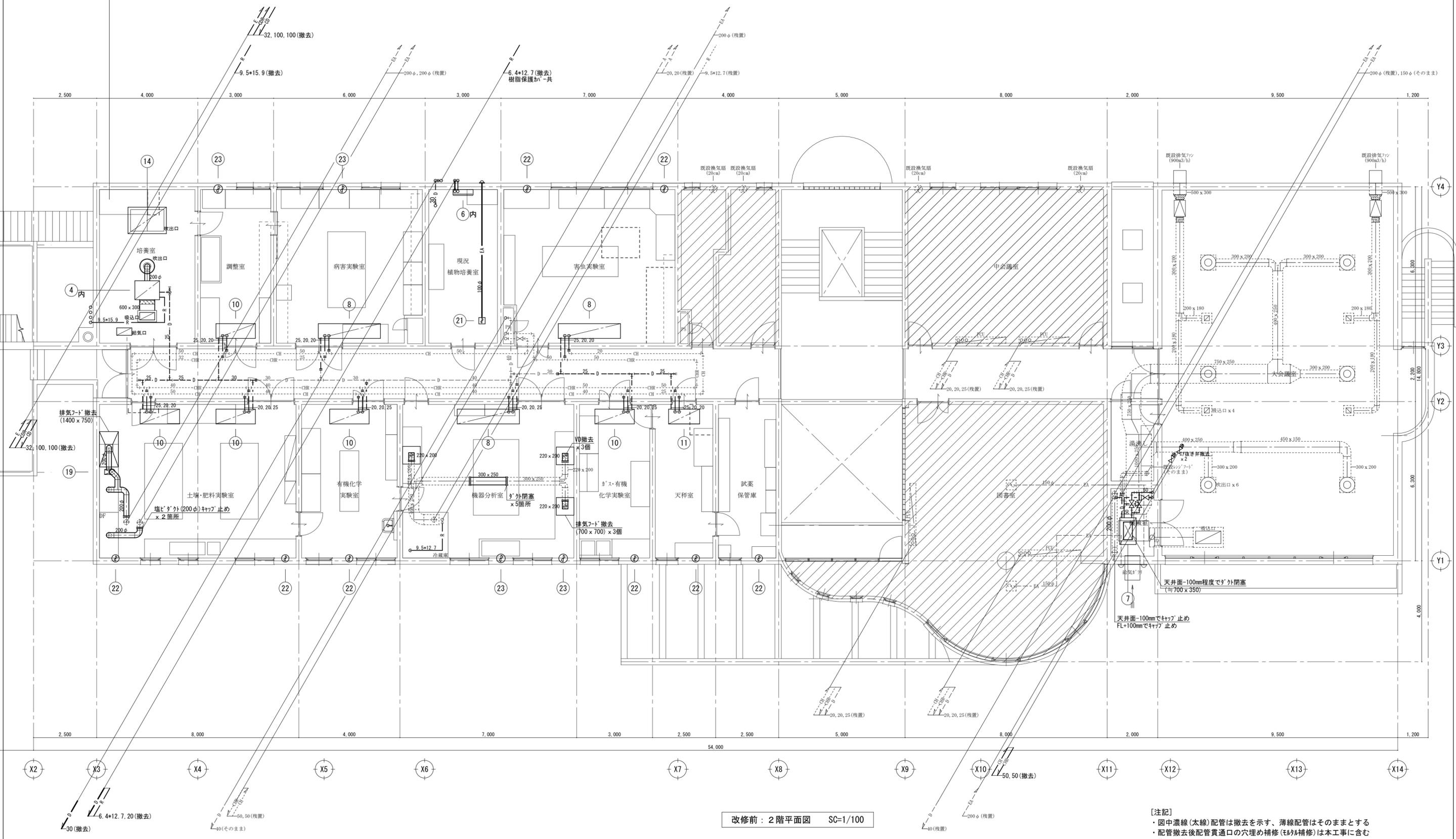
改修前：1階平面図 SC=1/100

【注記】
 ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 ・配管切離し後末端は「ラ」止め処理とする

徳島県土整備部管轄課	●工事名 R 1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調 ●図面名 空調・換気設備 1階平面図(改修前)	●図面番号 AC-09 ●縮尺 A2:1/100 (A3:1/141)	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
------------	--	--	---

ダクト付属品撤去リスト

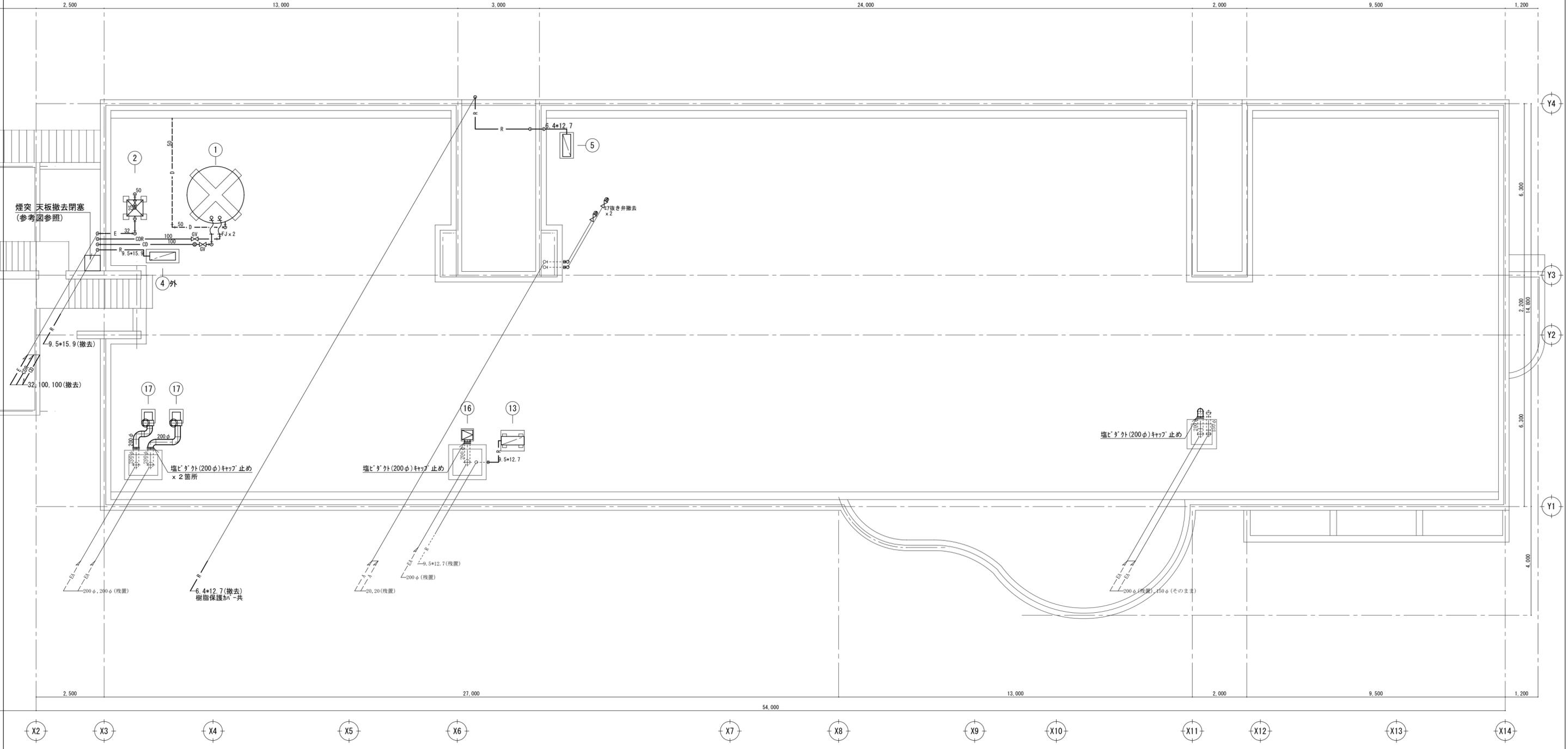
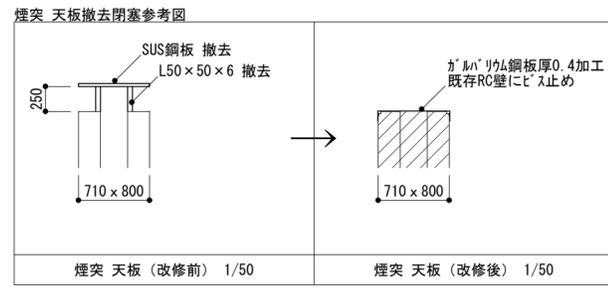
吹出口	7柱 C2 #30
吹出口	1320 x 850
吸込口	600 x 300 (BOX 750 x 450 x 450H共)
給気口	600 x 300



改修前：2階平面図 SC=1/100

- [注記]
- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 - ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 - ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 - ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
 - ・配管切離し後末端は7'ラ'止め処理とする

徳島県土整備部宮緒課	●工事名	R1宮緒 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調	●図面番号	AC-10	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	空調・換気設備 2階平面図(改修前)	●縮尺	A2:1/100 (A3:1/141)	

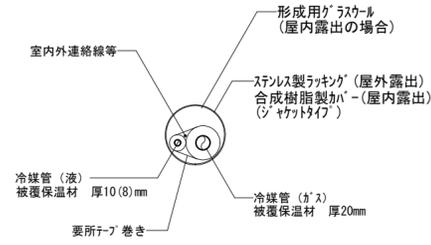


改修前：R階平面図 SC=1/100

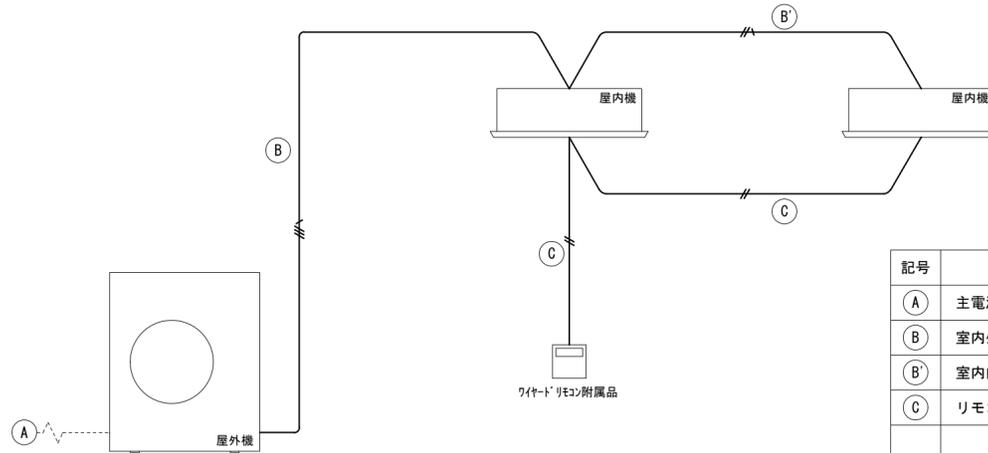
[注記]
 ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
 ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
 ・撤去配管の支持金物は全て撤去
 ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調 ●図面名 空調・換気設備 R階平面図 (改修前)	●図面番号 AC-11 ●縮尺 A2:1/100 (A3:1/141)	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
------------	---	--	--

冷媒配管保護要領参考図



エアコン廻り配線参考図

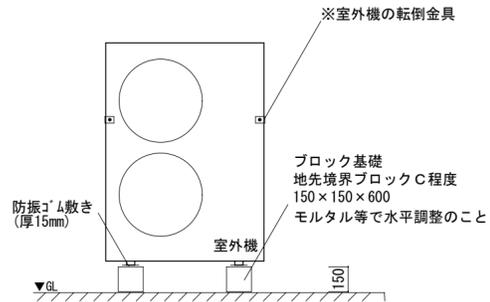


記号	種類	電気	空調	線種	備考
(A)	主電源	○			
(B)	室内外渡り線		○	EM-EEF1.6mm-3c, E1.6mm	
(B')	室内内渡り線		○	EM-EEF1.6mm-2c, E1.6mm	ツイン同時運転の場合
(C)	リモコン線	※	○	EM-CEE1.25mm2-2c	※立下げ配管は電気

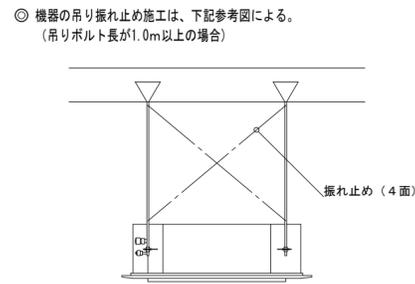
凡例

記号	名称
R	冷媒管
D	ドレン管
EA	風道排気
OA	風道外気
☒	吹出口
☑	吸込口
☐	屋外フード
☒	弁類
—	新設配管、ダクト(太線・濃線部)
---	撤去配管、ダクト(太線・濃線部)
---	現状維持配管、ダクト(薄線部)
---	配管切断または接続箇所
---	貫通口はつり補修箇所
Ⓜ	既設配管・ダクトに接続箇所

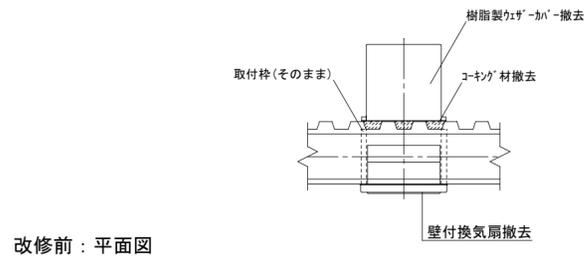
室外機設置施工要領参考図 (ブロック基礎)



室内機設置施工要領参考図

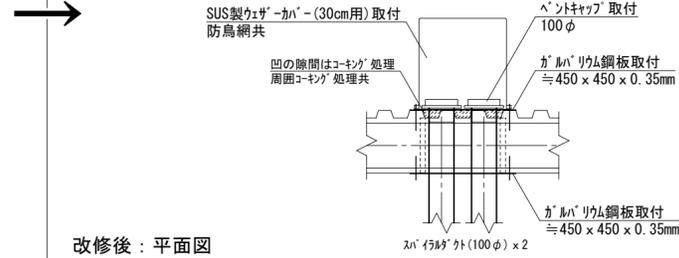


壁付換気扇開口部補修参考図



改修前：平面図

改修前：断面図



改修後：平面図

改修後：断面図

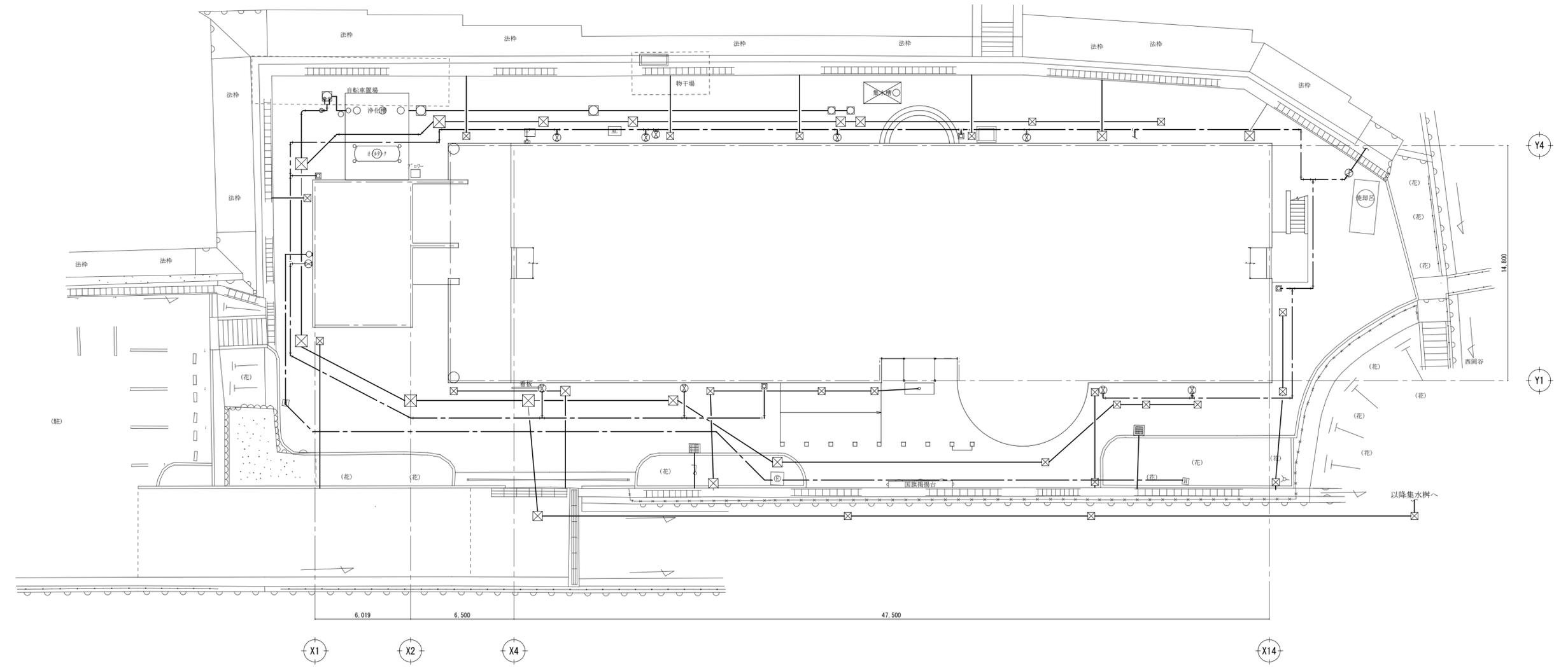


支障物件の確認

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。



	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事空調 ●図面名 支障物件確認図	●図面番号 AC-13 ●縮尺 A2:1/200 (A3:1/282)	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
--	------------	--	--	--